

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
1	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	法人の代表者の被保険者資格について	昭和27年12月4日保文発第7241号 昭和32年2月21日保文発第1515号	<p>疑義照会回答では、「法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい。」として判断の材料例が示されていますが、以下の点についてご教示ください。</p> <p>1.代表者は仮に不定期な出勤であっても(どこにいても)、役員への連絡や職員への指揮命令はできると思われますが、定期的な出勤がひとつの条件でしょうか。</p> <p>2.役員が経営状況に応じて報酬を下げる例は多くあり、役員報酬は最低賃金法に当てはまらないため、中には「数円」というところもあります。労務の対価として経常的に受ける報酬が「月に数円」の場合、社会保険への加入はできないのでしょうか。報酬が社会通念上労務の内容に相応しい金額(社会保険へ加入できる最低額)とは具体的にいくつでしょうか。</p> <p>3.「実費弁償程度の水準にとどまっていないか。」とありますが、実費弁償程度として対象になるのは主に通勤費(手当)のことでしょうか。通勤手当をもって役員報酬としている場合、「通勤手当は報酬に含め、実費弁償的なものと異なり報酬に含める」と解釈されていますが、(上記2と同様)社会保険への加入対象にならないのでしょうか。また、加入できるとして通勤手当(役員報酬)の額が変更となった場合は固定給の変動には当たらないのでしょうか。</p>	<p>1.については、事業所に定期的に出勤している場合は、「法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものである」との判断の要素にはなりますが、本来法人の代表者としての職務は事業所に出勤したうえでの労務の提供に限定されるものではないことから、定期的な出勤がないことだけをもって被保険者資格がないという判断にはならないと考えます。</p> <p>定期的な出勤は、経常的な労務の提供を判断する一つの要素であり、定期的な出勤がないことだけをもって、被保険者資格がないとするものではありません。</p> <p>2.については、昭和24年7月28日保発第74号通知で「役員であっても、法人から労務の対価として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者とする」とされていますが、一方、「役員については、ご照会の事例のように経営状況に応じて、給料を下げる例は多く、このような場合は今後支払われる見込みがあり、一時的であると考えられるため、低報酬金額をもって資格喪失させることは妥当でない」ことから、総合的な判断が必要であり、最低金額を設定し、その金額を下回る場合は、被保険者資格がないとするのは妥当ではありません。</p> <p>また、疑義照会回答については、一般的な例を示しているものであり、社会通念上、ご照会の事例のように業務の内容に対して、1円の報酬しかないなど内容に相応しいものかどうか疑わしい場合は、報酬決定に至った経過、その他「常用的使用関係」と判断できる働き方(多くの職を兼ねていないかどうか、業務の内容等)であるかなどを調査し、判断してください。</p> <p>3.については、実費弁償程度の水準については、主に会議に出席するための旅費、業務を遂行するために必要となった経費について、一旦、立替払いし、これに対して、事業所が弁償等のみのために支払いする費用をもって報酬としている場合を想定しているものであり、もともと報酬ではないので、「法人の経営に対する参画を内容とする労務の対価」には、該当しないと考えます。</p> <p>ただし、この弁償等行う金額を超え、定期的に支払われているような場合は、報酬と見るべきと考えます。</p> <p>以上のことから、疑義照会回答の判断の材料例は、一例であり、優先順位づけはなく、複数の判断材料により、あくまでも実態に基づき総合的に判断してください。</p> <p>なお、疑義が生じた場合は、実態を聞き取ったうえで、具体的事例に基づき照会してください。ご照会の事例においては、「常用的使用関係」と判断できる働き方であれば、被保険者資格を認めて差し支えありません。</p>
2	厚生年金保険適用	被扶養者(異動)届 認定	扶養認定日について	-	<p>子が18歳に到達したことにより、3月31日をもって障害年金の加給金がなくなり、180万円未満になる場合の扶養認定日はいつになるのでしょうか。</p> <p>①子の18歳到達年度最終日の翌日の4月1日 ②実際加給年金が支払われなくなった年金振込日の6月15日 上記の場合、扶養認定は、①の4月1日からの認定で差し支えないか、ご教示ください。</p>	<p>ご照会の事例においては、18歳到達したことにより3月31日をもって加給金がなくなるのは明らかであるため、その結果180万円未満になるのであれば、4月1日から認定して差し支えありません。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答																				
3	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	月額変更届の起算月について(その1)	厚生年金保険法第23条 健康保険法第43条	身分変更に伴い、基本給が下がり残業手当が加算されるようになるという賃金体系の変更があった場合について、随時改定の起算月をご教示ください。 <事例> 1月1日付身分変更 基本給:当月払 残業手当:翌月払い <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払月</th> <th>基本給</th> <th>残業手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月</td> <td>1月1日～1月31日</td> <td>12月以前は役員のため残業手当なし</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2月1日～2月28日</td> <td>1月1日～1月31日</td> </tr> </tbody> </table>	支払月	基本給	残業手当	1月	1月1日～1月31日	12月以前は役員のため残業手当なし	2月	2月1日～2月28日	1月1日～1月31日	ご照会の場合は、身分変更が行われた結果、基本給が下がり残業手当が新設されたことから、1つの変動要因と考えます。起算月については随時改定の要因が発生したのは1月ですが、この変動要因の実績が確保された月(一の給与計算期間の全てにおいて固定的賃金等の変動が反映された月)である2月を起算月として随時改定を行うこととなります。											
支払月	基本給	残業手当																								
1月	1月1日～1月31日	12月以前は役員のため残業手当なし																								
2月	2月1日～2月28日	1月1日～1月31日																								
4	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	月額変更届の起算月について(その2)	厚生年金保険法第23条 健康保険法第43条	同一月に2つ以上の固定的賃金の変更となったが、給与規程等によりそれぞれの固定的賃金の実績の確保される月がずれる場合の取扱いについて、2つの固定的賃金を別個のものとして、それぞれの月の1ヵ月分が完全に確保された月を起算月とするのかご教示ください。 <事例> 10月1日から役職手当増 通勤手当減 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払日</th> <th>給与計算期間</th> <th>手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月25日</td> <td>9月16日～10月15日</td> <td>役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 日割計算</td> </tr> <tr> <td>11月25日</td> <td>10月16日～11月15日</td> <td>役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 1ヵ月分</td> </tr> </tbody> </table>	支払日	給与計算期間	手当	10月25日	9月16日～10月15日	役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 日割計算	11月25日	10月16日～11月15日	役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 1ヵ月分	疑義照会回答において、「同一月内に固定的賃金の変動要因が複数存在する場合、新たな変動要因となる固定的賃金の合計額」により減額改定となるか増額改定となるかの取扱いが示されています。また、随時改定の起算月については、「一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の反映された報酬が支払われた月を起算とする」と示されています。したがって、本事例について、同一月内の固定的賃金の全てが反映された11月を起算月とする扱いが妥当です。 ご照会の場合、随時改定の変動要因が10月に複数発生しており、同一月内に複数の賃金の変動要因が生じている場合は、その変動した固定的賃金の変動金額の合計額により増額改定か減額改定の判断を行うことになることから、同月内に発生した複数の変動要因の実績が確保された月(一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金等の変動が反映される月)である11月を起算月として随時改定を行うこととなります。											
支払日	給与計算期間	手当																								
10月25日	9月16日～10月15日	役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 日割計算																								
11月25日	10月16日～11月15日	役職手当増額分 1ヵ月分 通勤手当減額分 1ヵ月分																								
5	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	月額変更届の起算月について(その3)	厚生年金保険法第23条 健康保険法第43条	固定的賃金の変動があった月と同月に他の手当の支払い日の変更があった場合、随時改定の起算月はいつにすべきか次の事例についてご教示ください。 <事例> 残業手当の支払日の変更と同月に他手当額の変更があった。 変更前基本給等、残業手当・・・15日締、当月25日払 変更後基本給等・・・・・・・15日締、当月25日払 残業・・・・・・・15日締、翌月25日払 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払日</th> <th>本給等</th> <th>残業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12月25日</td> <td>11月16日～12月15日分</td> <td>11月16日～12月15日分</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>1月25日</td> <td>12月16日～1月15日分 (1ヵ月分の手当額の変更あり)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>2月25日</td> <td>1月16日～2月15日分</td> <td>12月16日～1月15日分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月25日</td> <td>2月16日～3月15日分</td> <td>1月16日～2月15日分</td> </tr> </tbody> </table>		支払日	本給等	残業		12月25日	11月16日～12月15日分	11月16日～12月15日分	変更	1月25日	12月16日～1月15日分 (1ヵ月分の手当額の変更あり)	なし	変更	2月25日	1月16日～2月15日分	12月16日～1月15日分		3月25日	2月16日～3月15日分	1月16日～2月15日分	ご照会の場合は、随時改定の要因である固定的賃金の変動が生じたのが1月であり、残業代の締日変更は随時改定の要因とはならないため、基本給の変動が一の給与計算期間について確保されている1月を起算として随時改定を行うこととなります。 また、基本給の変動に伴う残業手当の時間単価の変更は、固定的賃金の変動にはならないことから、2月起算の随時改定には該当しません。
	支払日	本給等	残業																							
	12月25日	11月16日～12月15日分	11月16日～12月15日分																							
変更	1月25日	12月16日～1月15日分 (1ヵ月分の手当額の変更あり)	なし																							
変更	2月25日	1月16日～2月15日分	12月16日～1月15日分																							
	3月25日	2月16日～3月15日分	1月16日～2月15日分																							

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
6	厚生年金保険適用	被保険者所属選択・二以上事業所勤務届	二以上事業所勤務被保険者の随時改定について	-	<p>二以上事業所勤務被保険者について、月額変更不該当の処分後にあらたに随時改定の要件に該当した際の報酬について、次の事例について照会します。</p> <p>1.9月算定は「健:1,210千円・厚:620千円」で決定。</p> <p>2.B事業所において、7月に固定的賃金の変動が生じたため、10月を改定とする月額変更届を提出したが、改定後の報酬も健保、年金とも標準報酬月額には変更がないため不該当となる。</p> <p>3.10月にA事業所において固定的賃金の変動が生じたため1月を改定とする月額変更届を提出するが、この際のB事業所の報酬はどの時点での報酬をみることになるのでしょうか。</p> <p>A事業所 B事業所 合計</p> <p>4月 700,000 700,000 1,400,000</p> <p>5月 700,000 700,000 1,400,000</p> <p>6月 700,000 700,000 1,400,000</p> <p>7月 700,000 500,000 1,200,000</p> <p>8月 700,000 500,000 1,200,000</p> <p>9月 700,000 500,000 1,200,000</p> <p>10月 500,000 500,000 1,000,000</p> <p>11月 500,000 500,000 1,000,000</p> <p>12月 500,000 500,000 1,000,000</p>	<p>同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条1項の規定により、各事業所について随時改定の要件に該当するかどうか判断することになります。</p> <p>ご照会の事例の場合は、10月を改定とする随時改定及び1月を改定とする随時改定を行うこととなり、新たに標準報酬月額を改定することになりますので、合算した等級の変更があるなしにかかわらず、それぞれの事業所が納める保険料の按分割合を変更することになります。</p>
7	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	2月以内の期間を定めて使用される者の被保険者資格について	厚生年金保険法第12条第2号 健康保険法第3条第1項第2号	<p>職員の採用において、常勤、非常勤に限らず全ての職員は、2か月間の雇用契約を結び、2か月間の契約満了時に本人の意思確認を行い、勤務態度、能力、業務量などを勘案し、契約を見直したうえで、希望者については再契約を行っている。こういったケースの場合、当初2か月間の有期雇用契約期間は、「臨時に使用される者」として、社会保険の適用除外として取り扱ってもよいでしょうか。</p>	<p>臨時に使用される者とは、使用関係の実態が臨時的である者と解されます。事業所において継続的な使用関係に入る当初、身分的な意味で一定期間を臨時の使用人あるいは試用期間という取扱いをしても、ご照会の場合のように継続的な使用関係が認められる場合は、採用当初から被保険者として扱うことになります。</p>
8	厚生年金保険適用	新規適用届	任意適用事業所の新規適用届の添付書類(公租公課の領収書)について	昭和38年7月25日保発第23号	<p>任意適用事業所の保険料の滞納が生じるおそれがないかを確認するため公租公課の納入状況の確認が必要であり、公租公課とは所得税(国税)、事業税及び市町村民税(地方税)、国民年金保険料、国民健康保険料の5種類となりますが、申請直前まで事業主が厚生年金被保険者であった場合や、起業間もない場合は、公租公課の領収書が存在しない場合があります。</p> <p>確認できる添付書類が皆無の場合は、適用年月日は後日とし、事業実績及び公租公課の納入状況を確認した上で適用すべきでしょうか。</p>	<p>任意適用事業所の認可については、「事業所と被保険者となるべき者との使用関係が明確であり、かつ安定しているものについて認可することとし、偽装雇用等、実態的要件を欠くものについて認可することのないよう注意」(昭和38年7月25日保発第23号)しなければならぬため、原則3か月以上の事業実績を確認することとしています。</p> <p>そして、上記通知によれば、「過去における公租公課の納入状況等からみて、保険料の滞納が生じるおそれが大であると認められる事業所については認可しない」となっています。したがって、任意適用事業所については、事業実態及び明確かつ安定した使用関係を確認できる時点において適用することになるため、その時点においては、通常添付書類の確認をすることが可能と考えられます。</p> <p>事業実態が確認できる時点において公租公課の納入を証明するものの一部提出が可能であり、それを基に「保険料の滞納が生じるおそれ」について確認できるならば、それにより認可の判断をすることとなります。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
9	厚生年金保険適用	その他記録問題関係	年金記録確認地方第三者委員会に対する確認申立てにおける添付資料の取扱いについて	年金記録に係る申立てに対するあつせんに関する受付等事務手続細則	手続細則『厚生年金保険の期間照会について(回答)』又は『国民年金保険料納付記録の照会について(回答)』等の写し』の「等」に、年金事務所及び事務センターにおいて記録調査を行い、お客様に対して回答を行った「ねんきん特別便」以外の「被保険者記録照会回答票」も含まれると考えて差し支えないか、ご教示願います。 具体的には、年金記録確認地方第三者委員会への申立に当たり、社会保険事務所(現年金事務所)において記録が確認できなかったことを明らかにする資料として、「厚生年金保険の期間照会について(回答)」及び「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」に代えて、「ねんきん特別便」の「被保険者記録照会回答票」を添付することとして差し支えないとされているが、「ねんきん特別便」に係る記録調査の回答票以外の「定期便」、「受給者便」、「黄色便」等、年金記録問題を契機としたご本人からの期間照会に係る記録調査の回答票についても、これに準じて取り扱って差し支えないか、ご教示願います。	貴見のとおりです。お客様からの年金記録問題に係る記録の照会に対しては、年金事務所及び事務センターにおいて「厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録に係る照会マニュアル」(平成19年4月6日事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について(その5)」)に基づき徹底的な調査を行っており、その調査結果を基に作成した回答であれば、「ねんきん特別便」に係る記録調査の回答票以外についても、上記事務連絡に準じて、回答様式を「被保険者記録照会回答票」とし、これを確認申立ての添付書類として取り扱って差し支えないものと考えます。 申立人からの期間照会の申出に対し、平成19年4月6日事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について(その5)」に基づき徹底的な調査を行った上での回答であれば、ねんきん定期便、受給者便、黄色便の区分に捉われることなく、第三者委員会へ申立てする際の添付資料として取り扱って差し支えありません。
10	厚生年金保険適用	年金手帳再交付申請書	第2号被保険者の年金手帳再交付申請について	厚生年金保険法施行規則第11条	業務処理マニュアルにおいて年金手帳再交付申請の提出者は本人(2号被保険者は事業主経由も可)とあります。本人が提出する場合、事業所の所在地を管轄する年金事務所等とありますが、本人が管轄する年金事務所以外の年金事務所の窓口で年金手帳再交付申請した場合、受付・処理して差し支えないでしょうか。 また、年金手帳再交付申請提出時点において年金未加入の被保険者(加入義務のある)が年金手帳再交付申請をされた場合、1～3号加入を勧奨したうえで受付することは可能ですか。それとも加入すべき制度で加入手続き後でなければ受付できないでしょうか。	現時点においては、厚生年金保険法施行規則第11条の規定に基づく年金手帳の再交付の申請は、同規則第97条により「法第100条の4第1項各号に掲げる権限に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。」とされており、また、日本年金機構組織規程第11条第2項により厚生年金保険法第100条の4第1項に規定する権限に係る事務は同組織規程別表第2の第3欄に掲げる区域を管轄する年金事務所において行うこととされています。したがって、2号被保険者本人が申請をした場合、全国どこでも年金事務所でも受付はしますが、管轄の年金事務所へ回送し処理することとなります。 厚生年金保険法施行規則第11条によると、「被保険者又は被保険者であった者は年金手帳を滅失し、又はき損した時は、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる」とされていることから、年金未加入期間があったとしても年金手帳の再交付は可能です。よって、国民年金への加入手続きの案内は必要となりますが、年金手帳の再交付申請書は受理することとなります。しかしながら、管轄年金事務所でない年金事務所においては再交付事務を行うことはできません。
11	厚生年金保険適用	育児休業等終了時報酬月額変更届	短時間正社員の育児休業等終了時報酬月額変更届の支払基礎日数について	平成18年5月12日庁保発第0512001号、2(1)	正社員だった従業員が育児休業終了後に短時間正社員として復帰しましたが、復帰後3か月の支払基礎日数がいずれも17日未満でした。 短時間就労者については、算定基礎届と同様に3か月の支払基礎日数がいずれも17日未満ですが、15日以上のある場合には、15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額で算出することになりますが、短時間正社員も同様の取扱いができるのかご教示願います。	育児休業等を終了した際の改定については、育児休業等終了日の翌日の属する月以後の3か月の支払基礎日数がいずれも17日未満である場合には定時決定における取扱いに準ずることになるため、短時間就労者については、平成18年5月12日庁保発第0512001号、2(1)による算定方法で算定することになりますが、短時間就労者の支払基礎日数について、通常の就労者とは別の取扱いを設けるのは、勤務日数が通常の就労者よりも少ないことが一般的であるためです。したがって、短時間正社員においても日給制であり、通常の正社員に比べて所定労働日数が短い場合においては、この短時間就労者と同様に扱うことが妥当です。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
12	厚生年金保険適用	その他記録問題関係	同僚事案の記録回復基準について(遡及入力処理)	平成20年9月19日庁保険発第0919001号平成22年7月30日厚年指2010-265	同僚事案の記録回復については、「あっせん事案の申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できた場合には、遡及訂正処理が行われる前の年金記録に戻す」との取扱いとなっていますが、次の事案の場合、同僚事案の記録回復基準に基づき年金事務所段階での訂正(資格喪失日)は可能でしょうか。 1.窓口装置上の記録:平成7年8月31日資格喪失(平成7年10月5日に遡及入力処理) ※遡及訂正処理ではなく、遡及して資格喪失日が入力されている。 2.本人の申出:平成7年10月5日資格喪失 3.事業所全喪日:平成7年10月5日 4.あっせん事案 ※雇用保険の記録等から定型的に資格喪失日を認定することが可能であり(認定日:平成7年10月5日)、その他の記録回復基準の要件を満たしている。また、「平成20年12月25日基準」に基づく記録回復は可能な事案である。	本件については、年金事務所段階での訂正が可能な事案です。なお、考え方については以下のとおりです。 平成20年12月25日「厚生年金保険における不適切な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」(「平成20年12月25日基準」通知)の発出に伴い、同日に平成20年9月19日通知「2記録訂正対象者」の一部が改正されています。(「遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できるものに限る。」→「遡及して訂正される前の資格喪失日が確認できないものであって、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができないものを除く。」) 「平成20年12月25日基準」の記録回復事案の一つに「全喪日以後に遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの(資格喪失日の認定等必要)」がありますが、この事案による記録回復基準を同僚事案においても適用させるために改正されたものであると考えた場合、平成20年9月19日通知の「遡及訂正処理」には「遡及入力処理」を含むものと推測され、本事案については同僚事案の記録回復基準に基づき事務所段階での訂正は可能です。
13	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	非固定な単価の変更に伴う月額変更届について	健康保険法第43条	ある通販会社に勤務する時間給の被保険者は、当月の業務成績により毎月の時給(680円～2,000円)を決定し、その時給に基づき基本給を計算しています。 単価が毎月変動しても固定の賃金の変動として取り扱う場合がありますが、このケースも同様に扱う必要があるかご教示願います。	「営業成績により報酬の計算の基礎となる単価が事後的に決定される場合においては、各月において同様の計算方法で報酬の計算が行われるため、結果として単価が変更される場合においても、月額変更の契機となる単価の変動と捉えることはできません。
14	厚生年金保険適用	新規適用届	新規適用届における適用年月日の遡及について	昭和31年6月20日保険発第102号	新規適用年月日については、原則として受付日あるいは提出月の1日となっています。平成20年11月に法人登記がされ、平成21年1月より事業を開始した被保険者が代表者のみの事業所が、2年遡及しての適用を強く希望し、保険料も一括して納付することを確認しています。また、傷病手当金等の請求もないということですが、事業実態、報酬の確認ができれば、事業開始時からの適用として差し支えないでしょうか。	適用年月日を原則として受付日あるいは提出月の1日とするのは標準的な取扱いを示したものです。したがって、諸帳簿等で確認し、事業実態を備えた日を特定できるならば、その日から適用事業所としての要件を満たすことになるため、確認請求がなされた場合に限らず、その日(2年以上遡及する場合は2年遡及する日)を適用年月日とする新規適用を認めることとなります。
15	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	月額変更届について(2ヵ月遅れで支払われる手当の取扱い)	健康保険法第43条、厚生年金保険法第23条健康保険法施行規則第26条厚生年金保険法施行規則第19条健康保険法第41、44条厚生年金保険法第21、24条健康保険法施行規則第25条厚生年金保険法施行規則第18条	通勤手当を2ヶ月遅れで支払う事業所において、育児休業の終了後、就業開始と同時に勤務時間短縮に雇用契約が変更となりました。月額変更届を提出する場合の起算月と、各月の報酬についてご教示ください。 <事例> 育児休業開始日:21年11月1日 育児休業終了日:22年3月31日 勤務時間契約変更:22年4月1日より6時間勤務(従前8時間勤務) 基本給:末日締め、当月20日払い 通勤手当:翌々月20日払い	育児休業の終了後、就業開始と同時に雇用契約を変更し勤務時間を短縮していますが、変更された基本給の支給実績については、4月時点で確保されているため勤務形態の変更のあった4月を起算月とし、通勤手当については実支給額で算定することとなります。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等 の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
16	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	随時改定について	-	<p>通勤費について下記の支払方法となりました。</p> <p>・通常は6月、12月に翌月以降の半年分の定期代を払っている。 ・期の途中(8月)で勤務先が変わったため、それまでの金額を精算した上で8月と9月の途中までがA地(遠方)、その後B地への勤務が決まっているため、8月に次の支払分の計算がされる12月分まで(5ヶ月分)の交通費を次の計算でまとめて支払った。 ①8月はA地への1か月の定期代 ②9月はA地への日割りによる切符代とB地への日割りによる切符代 ③10月から12月まではB地への3ヶ月の定期代</p> <p>まとめて支払われた通勤費のB地の定期代への変更が10月分から行われていますが、この場合10月を起算月として随時改定できるかご教示ください。</p>	<p>随時改定の起算月については支払が実績として確保された月(実際に支給された月)をもって随時改定の起算月とすることになります。この場合、実際に支給された月は8月のみであるため、随時改定は、実際に支給された月をもって起算月とすることから、起算月は8月です。</p>
17	厚生年金保険適用	被保険者資格喪失届	休職中の被保険者資格について	昭和26年3月9日保文発第619号	<p>厚生年金保険被保険者が看護学校に通うため休職となり無報酬となりますが、人材育成の一環として事業所側の指示により、事業所に籍を置いたまま看護学校に通学させる場合でも被保険者資格を喪失させる取扱いが妥当でしょうか。なお、「事業所が学費を奨学金で貸付し、復職後返済していただくか、もしくは看護学校への在学期間分勤務した場合は奨学金の返済を免除する」旨の規定が設けられており、通学期間について出席証明等で出席の確認を行います。また、事業所としては資格を存続させて人材を育成したい意向があり、保険料負担についても事業所及び被保険者ともに了承しています。</p>	<p>健康保険法第3条において、「被保険者」とは適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者とされており、事実上の使用関係が認められたときに「使用される者」に該当することとなります。</p> <p>ご照会の事例においては、事業所を休職したうえで看護学校に通いその間は無報酬となる者との間に事実上の使用関係が認められるか否かが問題となりますが、看護学校に通う間については通常の労務の提供は行われず、かつ相当期間休職が続くことが予想され、またその間の給与の支給が行われないことから賃金の支払停止は一時的なものとは判断できず、事実上の使用関係があると認めることは困難です。</p> <p>したがって、ご照会の事例に関しては資格喪失させる取扱いとなります。</p>
18	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	定期券が現物支給された際の随時改定の取扱いについて	健康保険法第43条 厚生年金保険法第23条	<p>平成23年2月に平成23年4月からの6ヶ月分の定期券を現物で支給します。平成23年4月から住所が変わる予定であり、通勤経路が変更となるため、平成23年2月支給分の定期券から額面金額が変更となります。変更後の金額で初めて支給されるのは2月であり、随時改定の起算月としては平成23年2月となると考えますが、随時改定において算定すべき各月の通勤費をどのようにとらえるか照会いたします。</p> <p><考え方1>通勤経路の変更により平成23年2月に支給された30,000円は券面上の期間である平成23年4月から平成23年9月に配賦する。平成23年2月を起算にした随時改定の場合、2月、3月の通勤費は従前額を用いる。</p> <p><考え方2>通勤経路の変更により平成23年2月に支給された30,000円は、支給月より6ヶ月の期間において配賦する。その場合、随時改定において算定すべき通勤費は、変更後の金額のみとなる。</p>	<p>通勤費は昭和27年12月4日保文発第7241号により「毎月の通勤に対して支給」されているものですから、支払われた通勤費が何ヵ月分の定期券(通勤費)なのかによりその月数で除した額を算定月の報酬に上乗せして算定するので、額面金額30,000円の6ヵ月定期の支給があるならば、5,000円を各月に割り振ることになります。平成23年2月に平成23年4月からの6ヵ月分の通勤費を支給するならば、この通勤費が実際に支給される平成23年2月から7月までの6ヵ月にそれぞれ割り振ることになるので<考え方2>により取り扱うこととなります。</p>
19	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	病気休業中の随時改定について	厚生年金保険法第23条	<p>疑義照会回答「一時帰休及び休職給との関係」において、固定的賃金の変動後の月に一時帰休などによる低額の休職給が支払われているような場合であっても、随時改定の3条件を満たしている場合は、随時改定に該当すると示されています。</p> <p>随時改定の3条件の一つに、3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上あること条件がありますが、低額の休職給が支払われた月の支払基礎日数はどう取り扱うのでしょうか。なお、この者の年齢は57歳であるため、囑託として再雇用された被保険者の取扱いには該当しません。</p>	<p>ご照会の件に関しては、8月に支払われた給与において「職位定年」により給与額が変更となっています。したがって、これを起算月として月額変更を行うこととなります。なお、昭和24年4月25日保文発第744号においては、月額変更は報酬の増減が継続的性質のものである場合において行うものであり、傷病その他の事由によって減少する場合にはその必要がない、とされていますが、ご照会の事例において固定的賃金の変動は「職位定年」によって起きたものですので月額変更該当となります。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
20	厚生年金保険適用	新規適用届	任意適用事業所の新規適用時の添付書類(公租公課)について	昭和38年7月25日保発第23号	<p>公的機関等の一部ではありませんが、県や市の補助を受けて商工会議所が複数の法人を構成員としてひとつの協議会を設立したため、社会保険加入の相談がありました。被保険者となるべき人数は3名で、代表者となる会長は、理事等の互選により選出されています。</p> <p>この協議会は法人ではなく、5名未満のため任意適用事業所となるため、公租公課の納入を証明するものを提出してもらうこととなりますが、代表者は、従来から法人事業所の事業主であり、今後もその状況は変わらず、所得税と市町村民税は勤務している法人事業所から天引きされ、国民年金保険料と国民健康保険料は厚生年金保険と全国健康保険協会管掌健康保険加入のため、存在しません。</p> <p>また、この場合の代表者は、実態としては、純粋な個人事業所の事業主とは意味合いが違ふと思われれます。仮に代表者が経営する事業所が各種税や社会保険料を滞納していたとしても、協議会を適用した後、協議会そのものが社会保険料を滞納する可能性は低いと思われれます。</p> <p>そのため、規約等で協議会の設立状況や運営方法等が確認できれば、名目上の代表者の公租公課の確認は省略する取扱いとして差し支えないでしょうか。</p>	<p>任意適用事業所の新規適用においては、事業実態及び安定した使用関係を確認した上で認可することになりますが、これを確認するための資料(例えば、事業所の運営資金の財源などが確認できる資料など)により保険料を滞納するおそれがないと確認することができるならば、マニュアルに規定する公租公課の納入を証明する書類を添付できない、又は、事業主の公租公課の納入状況では事業所の保険料を滞納するおそれがないと確認できない場合においても、この確認により認可の要否の判断を行うこととなります。</p>
21	厚生年金保険適用	被保険者資格取得証明書交付申請書	東北地方太平洋沖地震被災者に係る被保険者資格証明書交付申請書の取扱いについて	健康保険法施行規則第50条の2 平成23年3月13日厚年指2011-82	<p>被保険者資格証明書交付申請書はマニュアルにおいて提出者は事業主とされていますが、被保険者から直接申請を受付しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>被保険者資格証明書交付申請書の申請者については、平成20年9月30日庁保発第0930001号「被保険者資格証明書について」に取扱いが定められており、事業主から求めがあった場合において交付することとしていたところですが、被保険者の利便性を考慮し、被保険者から直接申請があった場合でも受付して差し支えありません。</p>
22	厚生年金保険適用	その他記録問題関係	年金事務所段階における記録回復の同僚事案について	平成22年7月8日厚年指2010-247	<p>不適正な遡及訂正事案として記録回復が行われた者の同僚に対する事務処理につきましては、平成22年7月8日厚年指2010-247他各種通知等に基づき処理を進めているところですが、記録訂正方法については、本部より送付される対象者リストに基づき処理をする内容となっております。</p> <p>今般、年金記録に係る確認申立書が提出された案件で記録を確認したところ、同時期に同事業所で勤務されていた同僚の方の記録が、記録回復基準に該当したため事務所段階で記録訂正されていることが確認されました。</p> <p>通常、同僚リストは記録訂正のあった数ヶ月後に送付されますが、リストが送付される前に同僚案件として処理してよろしいかご教示願います。</p>	<p>結論としては、平成22年7月8日厚年指2010-247及び疑義照会回答に基づき、記録訂正対象者に該当する者であれば、同僚事案として処理を行っても差し支えありません。</p> <p>同僚リストに掲載されていないことのみをもって、記録回復の対象から除くことは適切ではありません。</p> <p>また、この場合であっても、事務処理は通常のものと同じであり、ご本人への連絡及び確認作業を行った上で、記録回復基準に該当しているか否かを判断することとなります。</p> <p>なお、ご本人への確認に当たっては、以下の2点に留意することが必要です。</p> <p>①対象者等から、申立期間に係る事業所において事業主又は役員であったか、従業員であったかを聴取する。その結果、事業主又は役員であった場合には、年金事務所段階における記録回復は行えない事案になる。</p> <p>②事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたか否か(申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。)を聴取する。その結果、同意していたことが確認できる場合には、年金事務所段階における記録回復は行えない事案になる。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答																
23	厚生年金保険適用	育児休業等取得者申出書(新規・延期)	育児休業等取得者の保険料免除期間中に係る厚生年金保険法第75条による保険給付制限の適用について	厚生年金保険法第75条、第81条の2	賞与支払年月日から2年以上経過し提出された賞与支払届の被保険者が、その当時育児休業等の取得により保険料の徴収を行わない期間中であつた場合の、厚生年金保険法第75条による保険給付制限の適用についてご教示ください。	厚生年金保険法第81条の2(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされている厚生年金保険料を育児休業等期間中に係るものであれば、事業主の申出により免除することを規定しています。これは、厚生年金保険法第92条(時効)による保険者が事業主や被保険者に対して有する保険料を徴収する権利が消滅していないことを前提として考えるべきであり、既に時効によって徴収する権利が消滅している保険料債権を免除することはできません。 したがって、厚生年金保険法第75条の規定が適用され、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した場合には、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基づく保険給付は行われなかつたこととなります。																
24	厚生年金保険適用	育児休業等終了時報酬月額変更届	一時帰休中の育児休業等終了時報酬月額変更について	健康保険法第43条の2 厚生年金保険法第23条の2 平成22年12月15日厚生指2010-410	一時帰休中の影響を受け報酬決定された者が、一時帰休継続中に育児休業の開始及び終了した場合、育児休業等を終了した際の改定の取扱いについてご教示ください。 <事例> 平成21年4月から一時帰休継続中 平成21年度は一時帰休による影響を受けた定時決定 平成22年1月27日～平成22年11月30日育児休業 平成22年度は保険者算定により従前報酬にて定時決定 ・育児休業復帰後の給与支払い15日締め当月25日支払い <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払日</th> <th>給与計算期間</th> <th>支払基礎日数</th> <th>一時帰休による休業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月25日</td> <td>11月16日～12月15日</td> <td>11日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>1月25日</td> <td>12月16日～1月15日</td> <td>31日</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>2月25日</td> <td>1月16日～2月15日</td> <td>21日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table> 上記の事例において、12月を起算月とした育児休業等終了時報酬月額変更は可能でしょうか。また、仮に12月の支払基礎日数が17日以上であった場合の起算月についても併せてご教示ください。12月を起算月とした随時改定が可能でない場合には、1月を起算月とすることとなるのでしょうか。	支払日	給与計算期間	支払基礎日数	一時帰休による休業	12月25日	11月16日～12月15日	11日	4日	1月25日	12月16日～1月15日	31日	無し	2月25日	1月16日～2月15日	21日	3日	平成22年12月15日厚生指2010-410は、昭和50年3月29日付保険発第25号・庁保険発第8号通知の解釈の整理を示したものです。ここで示されている随時改定は、厚生年金保険法第23条、健康保険法第43条の「改定」が前提であり、厚生年金保険法第23条の2、健康保険法第43条の2の「育児休業等を終了した際の改定」(以下「育児休業終了時改定」という。)を想定しているものではありません。 また、育児休業終了時改定は、育児休業等の終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、実際の報酬の低下に応じた保険料を負担し、育児をしている被保険者の経済的負担の軽減を図るため導入された制度です。仮に一時帰休の影響を受けた月を起算月とする随時改定を行わない場合、一時帰休が続くときは、育児休業等を終了とした際の標準報酬の改定ができないこととなり、育児休業終了時改定制度の趣旨に反すると考えられます。 よって、12月を起算月とする育児休業等を終了とした標準報酬月額額の改定は可能となります。
支払日	給与計算期間	支払基礎日数	一時帰休による休業																			
12月25日	11月16日～12月15日	11日	4日																			
1月25日	12月16日～1月15日	31日	無し																			
2月25日	1月16日～2月15日	21日	3日																			
25	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	休職中の被保険者報酬月額変更届の取扱いについて	昭和24年4月25日保文発第744号 昭和37年6月28日保険発第71号	被保険者が長期休職中に、基本給が100%支給され、通勤手当が支給停止されている状態で、基本給がベースダウンする場合又は役付手当・職務手当等が除かれる場合(休職規程等に定めなし)の取扱いについてご教示願います。 1.上記のケースで、降給からの3か月平均が従前より2等級以上下がり、休職から復帰後も基本給や役付手当・職務手当等が元に戻らないことが見込まれているのであれば、随時改定として取り扱ってよろしいでしょうか。 また、基本給のベースダウン又は役付手当・職務手当等が除かれる理由が、休職によるものか否かで取扱いが異なるかもご教示願います。 2.1.が随時改定となる場合、通勤手当が除かれた額で改定されることとなります。しかしながら、復帰後に通勤手当が支給されたとしても、通勤手当の不支給については、手当自体が解消された訳ではないので、賃金体系の変更による固定的賃金の増額又は減額による昇給又は降給には該当しないため、他の固定的賃金に変動がない限り、随時改定には該当しないということになります。実際の報酬と標準報酬月額と相違が出る可能性があります。他に固定的賃金の変動がない限り、復帰後の随時改定はできないという取扱いでよろしいでしょうか。	休職中に通勤手当を除くすべての報酬が支給されている状態ならば、これは休職による休職給には該当しないため、固定的賃金の変動や賃金体系の変更等により降給される場合には、随時改定の契機となります。しかし、この固定的賃金の変動や賃金体系の変更等が、休職という事由に対して設定された報酬の支給として行われる場合には、休職による休職給が支給されていることとなるため、随時改定の契機とはなりません。 「休職給とは、通常受ける報酬とは別個に休職という事由に対して設定された給与として支給されるもの」(昭和37年6月28日保険発第71号)であり、休職規程等に定めのない固定的賃金の変動や賃金体系の変更等があるならば、その理由によらず休職による休職給の支給とはならないため、随時改定の契機となる降給となります。ただし、実際に休職という事由に対して設定された報酬としてではなく報酬の変更が行われたことを確認するために、休職規程や休職期間中の給与支払い状況を賃金台帳等で確認することが必要となります。 また、復帰後に随時改定時の契機となった固定的賃金の変動や賃金体系の変更等が維持される場合において、通勤手当が支給されることになっても、これは昇給とは考えられないため随時改定の対象とはなりません。																

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
26	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	2つの固定的賃金の増減比較について	健康保険法第43条 厚生年金保険法第23条	<p>2つの固定的賃金の変更について増減比較が不可能なケースにおいては、変動要因の増減にかかわらず従前等級と2等級以上の差が生じれば随時改定とすることになりますが、次の事例が固定的賃金の増減比較が不可能なケースに該当するかご教示願います。</p> <p><事例> 通勤手当を日額×出勤日数で毎月支給している事業所において、基本給の減額(10,000円)と通勤手当の単価の増額(日額50円)が同一月に発生した場合。 (1カ月の出勤日数は多くても22日前後でそれ以上に増える可能性はないため、基本給が減額した要素の方が明らかに大きい。通勤手当は出勤日数によって変動があるため、固定給がいくら下がったのか単純な増減金額の比較はできません。)</p>	<p>固定的賃金の変更の影響が、その支払月ごとに固定的でない(月により支給額が変動する)場合において、固定的賃金の変更が複数あるならば、その変更の影響を受ける賃金額の合計については、各月において異なり、その増減については確定しない可能性があります。このような場合においては、固定的賃金の変更の影響についての増減を比較することはできないこととなります。</p> <p>しかし、基本給の減額(10,000円)と通勤手当の単価の増額(日額50円)が同一月に発生した場合には、通勤手当の増額は、規定により定められた就労日数等により限定されるため、その増額は常に基本給の減額を下回ることとなります。このように固定的賃金の変更の影響が、一定の範囲内に限定されることが確定的である場合において、一方の影響が他方の影響を常に上回る又は下回ることが明らかならば、その影響の増減を比較することが可能になるため、その影響の大きい方のみを基準として随時改定を行うことができると考えます。</p> <p>しかし、基本給の減額(例:1,000円)と通勤手当の単価の増額(日額50円)が同一月に発生した場合には、通勤手当の増額は可能な出勤日数の範囲で限定されますが、その増額が常に基本給の減額を下回るとは言えないため、増減比較をすることはできず、受ける賃金の総額に基づき従前と比べて2等級以上の上下の差が生じれば、随時改定を行うこととなります。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
27	厚生年金保険適用	被保険者報酬月額変更届	確定拠出年金に係る報酬月額変更について	確定拠出年金法第86条 平成15年10月1日保険発第1001001号	平成22年10月1日より、事業所における「賃金規程」の改定を行い、勤続年数が満3年を超える全従業員の給与から、毎月一律29,000円を確定拠出年金・退職金前払規程に基づく支給へ振替が行われることとなりました。 当該事業所は、29,000円について基本的に「賃金」ではなく、「確定拠出年金の掛金」と位置づけ、賃金を29,000円減額して確定拠出年金の掛金とすると整理しています。 また、当該事業所の確定拠出年金・退職金前払規程によると、振り替えられた29,000円の範囲内で従業員個人の選択により、希望する金額を毎月の給与支給日に退職金の前払として受け取り、残りの金額を確定拠出年金の掛金とすることができます。 さらに、退職金の前払いとして受け取る金額は、個人が1年に一度金額を見直し再設定することができるようになっており、金額が変更された場合は、確定拠出年金の掛金も変更になります。 1.及び2.において、それぞれ報酬月額変更に該当するか教示願います。 1.確定拠出年金・退職金前払規程に基づく支給への振替(29,000円)が開始されたとき 2.1年に一度金額を見直し、変更したとき	従業員が退職金の原資を確定拠出年金の拠出金とするか前払退職金として給与で受け取るか選択できる場合においては、この原資から拠出金を引いた差額である給与額の変動は、従業員の選択のみにより発生するものであるため、当該給与額の変動(拠出額の変更、拠出の開始等)は原則として固定的賃金の変動には該当しないこととなります。したがって、従業員の選択の余地が事実上無い等の、実質的に当該賃金変動が従業員の選択のみによるものではないと判断しうる個別の事情がない限り、1.2.ともに月額変更に該当しないこととなります。 しかし、今回の事案については、平成22年10月1日より賃金規程の改定を行い確定拠出年金制度の導入をして、基本給の減額分を退職金の原資とする変更を行っています。制度の導入と同時に確定拠出年金の拠出金の拠出を開始するならば、基本給に前払退職金を加えた給与額は、賃金規程改定前の基本給より減額となるため、この賃金規程の変更により降給が行われたこととなります。したがって、賃金規程の改定後、拠出を開始したことにより、標準報酬月額2等級以上の変動があるならば、改定後の賃金規程による賃金の支給開始月を起算月とする報酬月額変更には該当すると考えられます。 なお、拠出金については従業員の選択のみにより変動することから、平成22年10月1日より後に拠出を開始し前払い退職金額の変更が行われたとしても、報酬月額変更は行わないこととなります。
28	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金申立事案の事務所段階での年金記録回復の可否について	平成21年11月19日庁保険発第1119002号 平成22年4月30日年管管発0430第1号 平成23年1月12日給付指2011-6	下記の脱退手当金に係る第三者委員会への申立事案において、年金事務所段階での記録回復基準に該当するのかが疑義が生じたのでご教示ください。 【脱退手当金支給期間】 昭和31年11月6日～昭和35年5月16日…(ア) 支給日 昭和37年1月29日 【脱退手当金未支給期間】 事業所A 昭和35年5月21日～昭和35年7月11日…(イ) 事業所B 昭和35年6月21日～昭和36年6月21日…(ウ) 期間(ア)と期間(イ)は厚生年金被保険者名簿では同一年金番号が記載。 期間(ウ)について厚生年金被保険者名簿では(ア)(イ)とは別年金番号が記載されています。記号番号重複取消記録は確認できないため、脱退手当金支給時において全ての期間が同一年金番号で管理されていたかは不明です。 平成22年4月30日年管管発0430第1号に基づき、平成23年1月12日給付指2011-6で示された可否確認票にて審査していたところ、可否確認票2(1)②及び2(2)②での判断ができませんでしたので照会します。なお、上記箇所以外の可否確認票の内容については事務所段階での記録回復要件に該当します。	厚生年金保険の脱退手当金の支給に当たり、その計算の基礎とすべき被保険者期間の一部が把握できず、脱退手当金の計算の基礎から漏れた被保険者期間(以下「脱退手当金未支給期間」という。)については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)により、その取扱いの明確化が図られたところです。 同取扱いによれば、脱退手当金未支給期間が判明した場合においては、本人の意思確認を行った上で、原則として、判明した脱退手当金未支給期間を従前の脱退手当金の計算の基礎とはせずに、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入することとされています。 これにより、脱退手当金未支給期間の(イ)及び(ウ)については、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入されることとなります。 また、脱退手当金支給済みの期間について脱退手当金を受給していない旨の年金記録確認第三者委員会への申立てについては、「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」(平成22年4月30日年管管発0430第1号)により、年金事務所段階における記録回復基準が示されたところです。 同基準によれば、次の1.及び2.のいずれの要件にも該当すれば、年金事務所段階で記録回復されることとなります。 1.脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること。 2.脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと。 この基準に期間(ア)は合致しており、年金事務所段階における記録回復の対象となり、保険給付の計算の基礎に算入されることとなります。 なお、これは可否確認票の2(1)①、②に該当するものです。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
29	年金給付	進達事務	併合認定により障害基礎年金を受給している方の一方の障害の程度が軽くなった場合の届出等について	国民年金法施行規則第33条の7	併合認定により1級の障害基礎年金を受給している者から、併合している障害のうち1つの障害の程度が軽くなった(厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の状態に該当しなくなった)との申出があった場合、提出する届書及び処理方法についてご教示願います。 【具体例】 聴覚障害・・・2級2号永久固定 併合 精神障害・・・2級16号5年有期 1級11号 この度、聴覚障害の程度が軽くなり3級程度にも該当しない状態となりました。そうすると、今後この方は精神障害2級のみ障害基礎年金を受給することとなります。 <問題点> 1.『障害給付受給権者障害不該当届(様式第212号)』は、一方の障害のみ不該当とする区分けがないことから、この届出をすると精神障害(2級)も含めて不該当となってしまいます。 2.1級の受給であり、障害の程度が増進したものではないことから、『障害給付額改定請求書』は不相当です。	精神障害については平成22年度に再認定を行い、2級16号にて5年有期固定という結果が出ており、聴覚障害不該当により、精神障害のみで2級16号の障害基礎年金を支給することが妥当であると思われます。 このため、便宜的に『障害給付受給権者障害不該当届(様式第212号)』を使用して聴覚障害のみを不該当とする旨を明記のうえ届出し、併せて、精神障害のみとして2級へ等級変更する内容の『国年短期額改定報告書(障害等級の変更)』を作成し、これらを同時進達する方法が妥当であると考えます。
30	年金給付	老齢年金請求書(旧)国民年金)	国民年金5年年金受給者の厚生年金加入期間が判明したことによる取扱いについて	昭和44年改正法附則第15条	既に死亡している国民年金5年年金受給者に厚生年金加入期間が判明しました。なお、この方は厚生年金加入期間が判明したため、通算老齢年金の受給権が昭和46年11月に発生します。この場合、国民年金5年年金から通算老齢年金になるのでしょうか。また、厚生年金加入後に5年年金としての国民年金の任意加入は可能であったのでしょうか。可能とした場合、資格喪失はどこにするのでしょうか。 <資格期間> 厚生年金 昭和33年12月1日～昭和42年6月1日(102月) 国民年金 昭和45年5月9日～昭和50年5月9日(60月) 厚生年金 昭和52年10月3日～昭和54年4月1日(18月)	本件の対象者については、「5年年金受給者」と記載されているため、明治39年4月2日から明治44年4月1日までの間に生まれた者と考えられます。 厚生年金保険の資格喪失(昭和42年6月1日)後に、昭和44年改正法附則第15条第1項に規定する被保険者となることについては可能ですが、同法附則第15条第6項第4号の規定により、昭和49年3月1日に資格を喪失することとなります。 昭和44年改正法附則第16条第1項に規定する老齢年金については受給要件を満たさなくなるため裁定取消となり、旧国民年金通算老齢年金の受給権を得ることとなります。
31	年金給付	その他	脱退手当金申立事案の年金事務所段階での記録回復の可否について	平成21年12月25日庁保険発第1225001号 平成21年12月25日社会保険庁運営部年金保険課事務連絡	脱退手当金に係る第三者委員会への申立事案において、平成21年通知の脱退手当金に係る年金事務所段階での記録回復基準1(1)アでの旧姓表示の解釈に疑義が生じたのでご教示ください。 平成21年通知において、「申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合」とありますが、事務連絡において「申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票・・・により確認を行う」とあるため、旧姓表示の確認については申立期間において改姓後の厚生年金被保険者期間がある場合に限り判断してよろしいでしょうか。 下記の申立事案があり疑義が生じたので照会します。 【脱退手当金支給期間】 昭和38年10月26日～昭和41年5月21日 支給日 昭和41年12月27日 【脱退手当金未支給期間】 昭和36年4月1日～昭和36年8月4日 婚姻日 昭和41年6月13日 なお、平成22年通知基準には該当せず、平成21年通知基準における上記箇所以外の可否確認票の内容については、年金事務所段階での記録回復要件に該当します。	照会案件の脱退手当金に係る年金事務所段階での記録回復基準については、平成21年12月25日庁保険発第1225001号にある「申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっている場合」が厚生年金保険被保険者資格喪失後の婚姻等による改姓の場合でも判断基準となるか否かです。 上記通知に係る事務処理の取扱いとして、申立期間のうち婚姻等による戸籍氏名の改姓後の期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号払出票により、申立人の記録が旧姓表示か否かを確認し、旧姓表示であれば当該基準に該当するものと判断するとあります。 以上のことから、婚姻等による戸籍氏名の改姓後に厚生年金保険の被保険者期間が存在することが前提であると思慮されます。よって資格喪失後の婚姻等については、該当要件の基準とはならないと判断することとなります。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
32	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金支給決定誤りによる脱退手当金の返納について	会計法第30条 民法第95条	生活保護法第29条に基づく照会により原簿を確認したところ、別人記録を含めて脱退手当金を支給していたことが判明した場合、時効の起算日をいつからと判断するのでしょうか。またその時は本人へ返納金を求めるのでしょうか。	別人の記録を含めたままの脱退手当金は誤りであり、従前の脱退手当金支給決定の更正を行い、過払金が発生した場合は返納していただくべきですが、脱退手当金の支給決定の更正による追加支払及び過払金の返納を受ける権利の時効の起算日については、原処分による当該支給決定通知書が本人に到達した日又は当該支給決定に基づいて支払いが行われた日の翌日から会計法第30条の規定による消滅時効が進行するため、当該事例が5年を既に経過している場合は、返納を求めることができません。
33	年金給付	その他	国税通則法第42条による年金の代位請求について	国税通則法第42条	老齢基礎年金未請求者で市税の滞納がある者について、国税通則法第42条により市役所の税務当局が老齢基礎年金の請求を代位行使することができるのでしょうか。また、代位行使できる場合には、本来請求か繰下げ請求かを選択することができるのでしょうか。	年金の受給権の一身専属性は、国民年金法第24条及び厚生年金保険法第41条に明確に示されています。 また、各条の但書は、「国税滞納処分(その例による処分を含む。))により差し押える場合は、この限りでない。」とされており、代位請求を行うことまでも認めているものではありません。
34	年金給付	老齢年金請求書(旧)(国民年金)	旧令共済組合員期間が判明したことによる旧法国民年金・厚生年金の老齢年金受給権について	旧国民年金法附則第9条の3 旧国民年金法施行令第13条・第14条 旧厚生年金保険法附則第28条の2 通算年金通則法第5条	履歴申立書の回答により旧令共済組合員期間が判明した方の、旧法国民年金・厚生年金の受給要件について疑義が生じました。 <事例> 生年月日 大正14年1月1日(男性) 国民年金保険料納付月数 99ヵ月 国民年金保険料免除月数 80ヵ月 厚生年金保険被保険者月数 53ヵ月(内昭和36年4月以前47ヵ月) 旧令共済組合員期間59ヶ月(昭和15年10月から昭和20年8月) 平成19年に旧令共済組合の履歴申立書を提出され、同年に上記期間についての回答がされている無年金者の方から、旧令共済組合員期間が判明したことにより、年金受給をすることができないかとの照会がありましたので、旧法国民年金・厚生年金の受給要件についてご教示ください。	本件は旧法該当者であって、旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であった期間(以下「旧令共済期間」)を有する者の国民年金の老齢年金の受給要件に係る照会です。 国民年金の老齢年金又は通算老齢年金の受給資格を満たしていない者であれば、旧国民年金法第26条の規定(25年要件)の適用については、旧令共済期間を保険料免除期間とみなすことができます。(旧国民年金法附則第9条の3) 旧令共済期間の特例について、厚生年金については昭和44年12月10日庁保発第22号で対象となる期間が示されていますが、国民年金については通算の対象となる期間を区切る諸規程が確認できないため、旧国民年金法第76条に定める旧国民年金法第26条の受給要件の読替(生年月日に応じた老齢年金の受給資格期間の特例)による受給権は発生すると考えます。また、旧令共済組合員期間を通算しても、本件対象者は厚生年金受給に必要な年数を満たしません。また、国民年金の老齢年金は、旧国民年金法附則第9条の3第4項により旧国民年金法第78条の特例老齢年金とみなされるため、通算年金通則法第5条の規定による老齢・退職年金給付には該当しないため、厚生年金の受給権は発生しないものと考えます。
35	年金給付	障害基礎年金請求書 未支給(年金・保険給付)請求書	障害基礎年金に係る未支給年金請求の可否について	国民年金法第19条	障害基礎年金(20歳前障害)を事後重症請求により平成元年4月22日から支給していたが、平成7年12月15日に死亡失権した者の弟から、この度、障害基礎年金の認定日請求及び未支給年金請求の可否について照会がありました。 疑義照会回答より、事後重症請求による20歳前障害の障害年金を受給中の者が20歳に遡及した請求は可能であると読み取れますが、今回の事案では受給者本人が既に死亡しております。事後重症請求が裁定された当時の経緯は不明ですが、受給者本人が請求した結果、認定日請求ではなく事後重症請求として裁定されたものを未支給年金請求者が、これから認定日請求として請求することは可能でしょうか。 また、疑義照会回答より認定日請求であれば未支給年金の請求が可能であると思われませんが、本事案については認定日請求が認められた場合でも時効により未支給年金として支給されるものではありません。なお、受給権者の弟の照会の主旨は認定日請求として障害基礎年金と未支給年金を請求し、認定日請求が認められれば遡及して法定免除に該当することになるため、納付していた国民年金保険料については還付されるのではないかというものです。 こういった事案の場合、障害基礎年金の認定日請求及び未支給年金を請求することは可能でしょうか。また、請求が可能な場合は国民年金保険料を還付できるでしょうか。	年金の裁定請求は一身に専属する権利として、原則として受給権者本人のみが行うことができますが、例外として、受給権者本人が裁定請求を行わないまま死亡していても、その遺族が未支給の年金・保険給付を受けることができる場合に、自己の名で請求することができることとされています。(国民年金法第19条第3項、厚生年金保険法第37条第3項) 未支給の年金・保険給付については、5年を経過すると時効によって消滅し、それ以後は請求することができないことから、それに伴う裁定請求も行うことはできません。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
36	年金給付	年金受給選択申 出書の進達	遺族給付年金請 求時に係る「選 択申出書」の添 付について	厚生年金保険法第38 条 厚生年金保険法附則 第17条 厚生年金保険法施行 規則第61条	マニュアルによれば、遺族給付年金請求時において請求者が公的年金を受給しているときは、今回請求の年金と併給することが可能であるか確認し、併給できない場合に「選択申出書」の添付が必要とあります。 しかし、併給が可能な請求者が障害基礎年金を受給している場合(請求者は65歳以上で障害基礎年金以外の受給権を有していない)においても、「選択申出書」は必要となりますか。	選択申出書の提出は不要で、遺族厚生年金の受給権発生年月日の属する月の翌月から併給可能となります。新規裁定における未選択保留の解除については、様式第127-2号を進達してください。
37	年金給付	障害基礎年金請 求書	障害基礎年金の 納付要件につい て	昭和60年改正法附則 第20条第1項	以下の場合の納付要件の有無について照会いたします。 ・生年月日:昭和41年4月1日 ・初診日:平成8年8月17日 ・平成8年8月9日～平成13年2月13日 第1号被保険者 次の海外在住期間あり ・昭和60年8月22日～昭和61年5月8日 ・昭和61年6月4日～平成元年5月18日 ・平成元年6月7日～平成8年8月9日 上記の海外在住期間がありますが、日本にいた期間(昭和61年5月8日～昭和61年6月4日)(平成元年5月18日～平成元年6月7日)については、未加入となっています。納付要件をみる場合、2/3要件は満たしていませんが、「直近1年」の納付要件の取扱いはどうなるのでしょうか。 疑義照会回答によると「保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間」とは保険料未納期間をいい、また、国民年金の任意未加入者や適用除外となっていた人の期間は、保険料納付要件でいう被保険者期間から除かれるとなっています。 今回のケースの場合は、平成7年7月～平成8年6月までの間は任意未加入者の期間であるので保険料納付要件でいう被保険者期間から除かれ、納付要件を満たしていると判断してよろしいかご教示ください。	次の1.又は2.に掲げる1年間のうちに滞納がない場合に、直近1年の納付要件を満たすこととなります。 1.初診日に被保険者であった場合は、初診日の属する月の前月までの(暦としての)1年間 2.初診日に被保険者でなかった場合は、初診日の属する月の前月以前における直近の被保険者期間に係る月までの(暦としての)1年間 今回の事例では初診日において被保険者であるため、直近1年の納付要件は、上記1.により平成7年7月～平成8年6月の1年間で審査しますが、その期間に滞納がありませんので、納付要件を満たすこととなります。
38	年金給付	障害基礎年金請 求書	知的障害による 障害基礎年金 (6350)2級受給 中の方に、耳の 障害(20歳前事 後重症)による2 級相当の障害が 発生した場合の 併合認定につい て	国民年金法第30条の 4、第31条、第34条、 第36条の3	20歳前障害(知的障害)による2級4号の障害基礎年金を受給中の方に、後発として同じく20歳前障害(耳)による2級3号に相当する障害が発生しました。 疑義照会回答に前発(障害基礎年金)、後発(20歳前事後重症)の場合の併合について、併合後の障害基礎年金は「国民年金法第31条の規定により、従前の受給権が消滅し、新たな受給権が発生することとなるため、国民年金法第30条の4に係る受給権の支給停止の各条項の規定は適用されません。」とありますが、前発・後発どちらも20歳前障害の場合も同様の取扱いとなるのかご教示願います。	国民年金法第34条に基づき改定処理を行います。 国民年金法第30条及び第30条の2において、「その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態」とされている一方、国民年金法第30条の4第1項にそれがいないことから、20歳前の傷病をまとめて一つの保険事故として手続きすることになります。
39	年金給付	障害基礎年金請 求書	障害基礎年金の 納付要件につい て	国民年金法第30条 昭和60年改正法附則 第20条	初診日が平成4年6月にある被保険者より相談があり、納付要件を確認したところ初診日の前々月までの引き続き1年間(平成3年5月～平成4年4月)に未納はありませんが、平成4年3月分は充当処理されており納付年月日は確認できません。 なお、平成4年3月分の充当処理については、国民年金の過誤納記録より平成4年4月分として納付していたものを、平成4年4月1日第3号被保険者に該当(平成4年6月30日処理)したため、平成4年7月6日に充当決議を行ったものと思われる。 本件の場合、充当決議がなされるまでは平成4年3月分保険料は未納として取扱い初診日において納付済期間とならないと考えてよろしいでしょうか。	昭和40年6月7日庁文発第4542号「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」において「二 一の充当があつた場合には、還付金等が生じた時に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があつたこととみなすこと。」とされています。 したがって、充当決議日によることなく、「領収済通知書又は領収済報告書を受領したときに過誤納のあることを発見したとき」や、「既に正当歳入として調査決定済のものに過誤納があることが判明したとき」を納付日としてみることにあります。(昭和44年7月15日庁保険発第13号)

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
40	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	特別失踪者における未支給年金請求について	厚生年金保険法第37条 国民年金法第19条 国民年金法施行規則第25条 民法第30条、第31条	乗船業務を生業とし、勤務のため乗船し、出航翌日に海難事故により行方知れずとなり、事故3日後に捜索を打ち切られた者が、特別失踪宣告を受けた場合の未支給年金の取扱いについてお伺いします。 本件の場合、死亡したとみなされるのは「危難の去りたる時」となるので、行方不明になってから死亡とみなされるまでが短期間のため、未支給の要件である「生計同一」があると取り扱ってよろしいでしょうか。 また、遺族厚生年金については事故報告に基づき死亡推定にて支給決定が行われています。未支給年金についても海難事故による失踪の場合、事故日を死亡日と取り扱ってよろしいかお伺いします。	国民年金法第18条の2の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が3箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としていますが、同法第18条の3の規定では、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第37条、第37条の2、第49条第1項、第52条の2第1項及び第52条の3第1項中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。」としており、同法第19条については含まれていません。 また、厚生年金保険法第59条の2の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった被保険者若しくは被保険者であった者の生死が3月間わからない場合又はこれらの者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としており、同法第37条については含まれていません。 よって、本件の死亡日は、民法第31条の規定による「その危難が去った時」となり、死亡日に生計を同じくしていなければ未支給年金は支給されません。
41	年金給付	老齢福祉年金諸変更等の処理	老齢福祉年金受給権(全額停止者)の死亡失権処理について	老齢福祉年金支給規則第5条、第12条 国民年金法第105条、第108条 給付指2010-144	老齢福祉年金の全額停止者については、毎年の現況届(所得状況届)の提出が義務付けられておらず、受給権者からの現況届が未提出となっている場合があります。また、協力が得られない市区町村もあるため、受給権者(全額停止者)の生存確認には大変苦慮しています。 そのような中、既に死亡しているにもかかわらず、死亡届が未届けとなっているケースが多数存在することが判明しました。この場合、次の方法で生存確認を行い、死亡が確認できる者については、職権で死亡失権処理を行うことはできないでしょうか。 1.疑義照会回答を準用し、戸籍等を交付要求により取得した上で、死亡が確認できた者について死亡失権処理を行う。 2.公的年金受給による全額停止者について、窓口装置上で他年金の死亡失権が確認できる場合(共済年金受給者は除く)は、その事実をもって死亡失権処理を行う。	貴見のとおり対応いただきますようお願いいたします。また、老齢福祉年金受給権者台帳には、職権にて失権処理を行った旨(死亡日の確認方法などを含む。)を備考欄に記載してください。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
42	年金給付	標準報酬改定請求書(合意分割)	宛所不明等の理由で差し戻しとなった『離婚分割／標準報酬改定通知書』の取扱いについて	-	当事者の一方から「離婚分割の標準報酬改定請求書」が提出された場合、当事者の他方へも「標準報酬改定通知書」を送付することとなっていますが、宛所不明等で差し戻された標準報酬改定通知書の取扱いについてご教示ください。 1.合意分割と3号分割でマニュアルの表現が違うことの意図は何か。 2.宛所不明等で差し戻された場合、住民票や公正証書等の添付書類により推測できる住所へ再送付すべきか。 3.住所の確認ができないときは、どのように取り扱うべきか。 ・送達不能の管理簿等の作成の要否。 ・廃棄の是非と保管期限 ※3号分割の場合、特定被保険者は分割請求が行われた事実すら知らない場合もあります。	1.2.について 当事者双方に、標準報酬改定請求書に記載された住所へ送付した標準報酬改定通知書が宛所不明等で差し戻された場合には、添付書類で確認できる住所へ再送付してください。なお、通知書差し戻があった日と再送付した日については、管理簿を作成し、事蹟を残してください。 3.について 上記の方法によっても住所が確認できない場合には、送達不能の事蹟を残し、標準報酬改定請求書と同一期間、一緒に保管してください。
43	年金給付	再裁定(様式第127号-3の処理)の進達	第三者委員会のあっせん事案に係る記録訂正について	給付指2010-95、2010-170	第三者委員会あっせん事案について再裁定を進達したところ、旧台帳記録が「2」となっているため、昭和19年6月1日資格取得ではなく、昭和19年10月1日の疑いがあるとして返戻されました。第三者委員会のあっせん期間は、昭和22年11月1日から昭和23年8月1日の記録追加ですが、あっせん期間以外の期間の記録を訂正して再裁定の進達をしてよろしいでしょうか。 また、新たな記録については、本人から訂正不要の申立てを受けて、あっせん事案のみを再裁定の進達をしてよろしいでしょうか。 なお、第三者委員会では、払出簿の確認を行っているが払出不明の回答を得ています。	第三者委員会あっせんによる記録訂正については、給付指2010-95により、増額・減額を問わず記録訂正・再裁定を要するとされています。これによって、昭和22年1月1日から昭和23年8月1日の記録追加については、第三者委員会のあっせんによるものですから再裁定を行うこととなります。 また、第三者委員会あっせん後の再裁定処理を契機に発見された昭和19年6月1日資格取得日の訂正については、給付指2010-170「紙台帳等の記録と窓口装置の記録が相違している場合」に相当し、「特別便等を契機とした記録訂正」として取り扱って差し支えありません。 なお、再裁定進達においては、受給者の記録訂正の要否の意向が確実に反映されるよう適宜対応をお願いします。
44	年金給付	老齢給付年金請求書	合算対象期間について	国民年金法第26条 国民年金法附則(昭和60年)第8条第5項	60歳到達時(平成13年1月2日)厚生年金期間220月と共済一時金期間53月で受給要件を満たし、特別支給の老齢厚生年金が発生しました。 今回の年金記録問題で、名寄せにより国民年金手帳番号が判明(第1号被保険者納付期間82月)したことで、厚生年金期間220月と合計し302月となりました。 60歳到達時、二重加入(国民年金と共済年金)の確認ができなかったこと、また、新規裁定時に国民年金手帳番号が判明していれば、国民年金期間と厚生年金期間のみで受給権が発生しており、「合算対象期間は本人からの申立に基づき算入することになる」という疑義照会回答に基づき、ご本人様は合算対象期間を申立てずに有利な国民年金記録を用いて老齢年金を請求したと考えられることから、共済一時金記録を取り消し、国民年金記録を算入して老齢年金の再裁定を行うことができるかご教示願います。 共済一時金期間 昭和36年6月～昭和40年10月(53月) 国民年金期間 昭和36年4月～昭和40年10月(55月) 昭和44年12月～昭和47年2月(27月) 厚生年金期間 220月	当事案については、合算対象期間算入要否の判断の前に受給者の被保険者記録の整合性を確認する必要があります。(旧国民年金法第7条第2項) したがって、統合を前提とした場合、共済一時金期間と重複する国民年金期間(昭和36年6月～昭和40年10月)の保険料を還付し、老齢年金の再裁定を行ってください。

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等 の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
45	年金給付	標準報酬改定請求書 (合意分割)	離婚分割請求時の戸籍謄本等の取扱いについて	-	<p>当事者の一方が「離婚分割の標準報酬改定請求書」を提出しようとする際、当事者の他方の戸籍謄本や住民票等を揃えることができない場合、どのように取り扱うべきかご教示ください。</p> <p>1.家庭裁判所の審判(判決)は確定しているが、当事者の一方が心情的に手続きに協力しない場合がある。</p> <p>2.当事者が、当事者の一方の戸籍や住民票等を揃えようとしても、個人情報保護の関係で、市区町村が拒否する場合がある。(当事者の一方の居所を知らされていない場合もある。)</p> <p>3.必要書類が整わない以上、請求できないものとして取り扱うべきか。</p> <p>4.当事者が揃えられない客観的な事情を申し立てることにより、職権請求することは可能か。</p>	<p>法律上、戸籍(住民基本台帳)に記載されている者以外の者(以下「本人等以外の者」という。)は、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために必要がある場合、戸籍謄本等(住民票)の交付の請求をすることが認められています(戸籍法第10条の2、住民基本台帳法第12条の3)。</p> <p>ただし、本人等以外の者からの戸籍謄本等(住民票)の交付の請求に対し、交付を認めるか否かは、各自治体の判断によるため、交付が受けられない場合は日本年金機構が第三者請求を行うなど、柔軟な対応をしてください。結果的に、必要書類が揃わないようであれば、却下となります。</p>
46	年金給付	障害基礎年金請求書	加算額の対象者である子の障害状態1、2級の状態にあることの確認に係る診断書の取扱いについて	給付指2011-88	<p>加算額の対象者である子の障害状態1、2級の状態にあることの確認に係る診断書の取扱いについては、18歳到達日以後の最初の3月31日以前に障害等級1、2級(国民年金法施行令別表による)の状態にあることを確認するため、3月31日以前の現症年月日の診断書を添付していただいているところです。</p> <p>平成23年4月1日より、障害年金加算改善法が施行されるため、子の加算対象者のうち障害基礎年金に係る子の加算については、18歳到達日以後の最初の3月31日より後に障害1、2級の状態に該当した場合も子の加算対象者になり得ます。この場合の「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」に添付する診断書の現症年月日の範囲をご教示願います。</p> <p>また、子が18歳の到達日以後の最初の3月31日が終了したことで加算対象者でなくなった後、障害等級1、2級の状態になり、再び障害基礎年金の子の加算対象者となった場合、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」と「障害基礎・老齢厚生年金・退職共済年金加算額加給年金額対象者の障害該当届」はどちらの届出用紙を使用するのでしょうか。届出用紙の使い分けをご教示願います。</p> <p>1.障害状態になかった加算対象者である子が、18歳到達日以後の最初の3月31日以前に障害状態になった場合</p> <p>2.18歳到達日以後の最初の3月31日より後に障害等級1、2級の状態となった(例えば19歳で)ことで、加算対象者になった場合(子が18歳の到達日以後の最初の3月31日が終了したことで加算対象者でなくなった後、障害等級1、2級の状態になり、再び障害基礎年金の子の加算対象者となった場合を含む。)</p> <p>3.加算該当日(養子縁組日等)において、加算対象者が既に障害等級1、2級の状態にある場合</p>	<p>加給年金の加算については、「認定日」を一点に絞り、その時点における生計維持関係及び障害の状態を確認することになります。</p> <p>1.について 既に加算対象者とされていることから、「障害基礎・老齢厚生年金・退職共済年金加算額加給年金額対象者の障害該当届」を使用し、3月31日以前の現症年月日の診断書を添付してください。</p> <p>2.について 「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」にて届出をいただくこととなります。「診断書の現症年月日」=「認定日」となります。</p> <p>3.について 「事実発生日」(養子縁組日等)が、「認定日」となるため、加算対象者の年齢にかかわらず、その時点における障害の状態を確認することになります。(「事実発生日」における障害の状態を確認する診断書と「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」で手続きいただきますようお願いいたします。)</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
47	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する場合の受給権発生年月日について	昭和60年改正法附則第8条第2項、第12条第1項第3号 昭和61年経過措置政令第9条	<p>国家公務員共済組合員期間と厚生年金被保険者期間が重複する期間を有する者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日についてご教示願います。</p> <p>○昭和24年1月13日生まれ(男性) 60歳到達月の前月(平成21年12月)までの被保険者期間等 国民年金全額免除期間 18月 厚生年金被保険者期間 199月 国家公務員共済組合員期間 37月 ただし、上記の期間には次の期間が含まれており、昭和45年12月が1月として、それぞれの被保険者期間・組合員期間として含まれています。 国家公務員共済組合 昭和42年12月5日資格取得 ※昭和45年12月4日資格喪失 厚生年金保険 ※昭和45年12月21日資格取得 昭和46年6月29日資格喪失</p> <p>当該者が平成21年1月1日厚生年金被保険者資格を取得し、引き続き厚生年金被保険者資格を有した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日がいづになるかご教示願います。</p>	<p>当事例については、昭和60年改正法附則第12条第1項第3号、同条第3項及び昭和61年経過措置政令第22条第2項第4号により、厚生年金被保険者期間204月、共済組合員期間36月により平成21年6月1日付で受給権が発生することになります。</p>
48	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日について	昭和60年改正法附則第12条第1項第3号	<p>昭和22年9月14日生まれの男性から、平成23年1月14日に特別支給の老齢厚生年金の請求があり、平成23年1月27日に裁定されました。 (加入期間) 国家公務員共済組合 昭和40年9月27日～昭和42年12月15日(28ヶ月) 国民年金 昭和42年12月15日～昭和42年12月18日(納付なし) 厚生年金保険 昭和42年12月18日～昭和44年8月1日(20ヶ月) 国民年金 昭和44年8月14日～昭和61年8月1日(免除36月のみ) 厚生年金保険 昭和61年8月1日～平成3年7月1日(59ヶ月) 国民年金 平成3年7月1日～平成10年10月1日(納付なし) 厚生年金保険 平成10年10月1日～現存中</p> <p>上記加入期間において、受給権発生年月は昭和42年12月が共済組合加入期間、及び厚生年金保険加入期間として2ヶ月算入したうえで、平成21年11月となるのか、平成21年12月となるのかご教示ください。</p>	<p>当事例については、昭和61年経過措置政令第22条第2項第4号により、平成21年12月1日の受給権発生となります。</p>
49	共通編	書類の提出・受付・返戻に係る取扱い	本人確認等について	-	<p>以下の点についてご教示願います。</p> <p>1.年金手帳、年金証書及び改定通知書等日本年金機構から本人に交付された文書のみでの本人確認で「相談」は行えるのか。</p> <p>2.「相談」が行えらるとしたら相談の際に使用した相談者本人の年金記録等を交付することはできるか。</p> <p>3.「2」で交付できない場合、本人は帳票に基づいてメモをとることはできるか。</p> <p>4.また、マニュアルの「窓口装置により出力された諸帳票」には、年金見込額などいわゆる「ハードコピー」も含まれるのか。</p>	<p>1.年金手帳等による本人確認で来訪相談は行えます。ただし、本人であることに疑問が生じた場合は、適宜確認は必要です。</p> <p>2.相談の際に使用した相談者本人の年金記録等の交付は、マニュアルにより定める本人確認を行ったうえで交付してください。</p> <p>3.交付できない場合で、記録の閲覧により相談者の理解が得られると考えられる場合は、当該記録を相談者に閲覧させることは可能です。また、メモを取ることも可能です。</p> <p>4.「窓口装置により出力された諸帳票」には、ハードコピーも含まれます。 なお、来訪相談においては、写真付身分証明書により本人確認ができる場合に限り、その場で作成して交付してください。</p>

疑義照会回答(平成23年10月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等 の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
50	共通編	書類の提出・受付・返戻等に係る取扱い	障害基礎年金の本人あて請求書等返戻後の受付日について	-	<p>市役所より障害基礎年金の裁定請求書等返戻後の受付日について、相当期間経過後、その当時の受付日(事後重症請求)で請求することが可能かどうかの照会がありましたのでご教示願います。</p> <p>また、請求が可能な場合、追加書類として現在の状態の診断書の提出のみで審査可能かどうか併せてご教示願います。</p> <p><経過説明> 平成12年7月4日に市役所にて受付後、平成12年7月19日に旧社会保険事務局にて請求書を受付する。その後、平成12年7月26日に旧社会保険事務局に認定依頼をするが、診断書の内容確認及び整備が必要なため平成12年8月10日に旧社会保険事務局より診断書の返戻を受ける。旧社会保険事務局からの返戻を受け、平成12年8月22日に市役所あて診断書の整備依頼をする。相当期間経過後の平成23年2月以降に不備事項の補正完了として市役所にて前回受付分(再受付)とすることが可能かどうかの照会となります。</p>	当事例については、受付処理簿に返戻の事蹟が明確に掲載されているため、当初の受付日で請求することは認められません。